

令和3年秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）

（2日目）

子供の貧困・シングルペアレンツ問題

令和3年11月9日（火）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：湯下行政改革推進本部事務局次長

牧島行政改革担当大臣

小林行政改革担当副大臣

山田行政改革担当大臣政務官

参考人：今井悠介参考人、大西連参考人、小林庸平参考人、藤迫稔参考人、
宮田裕章参考人

評価者：鈴木亘評価者（取りまとめ）、伊藤伸評価者、亀井善太郎評価者、
高島宗一郎評価者

府省等：内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省、財務省

○湯下次長 それでは、秋のレビュー2021、2日目の部を開始いたします。

「子供の貧困・シングルペアレンツ問題」について取り扱います。

司会進行をさせていただきます、行革事務局の湯下でございます。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、主催者側を御紹介したいと思います。

牧島かれん行政改革担当大臣。

山田太郎行政改革担当大臣政務官。

代表いたしまして、牧島大臣より御挨拶いただきます。

○牧島行政改革担当大臣 評価者の先生方、参考人の先生方、そして、各府省庁をはじめ御関係者、御協力いただいている皆様、本当にありがとうございます。

今回、2日間にわたって秋のレビューを行わせていただいております、本日が2日目となります。

昨日も繰り返し申し上げさせていただきましたが、本年の秋のレビューはこれまでとは趣が異なるものであるということをお願いしております。例年は予算の精査とか、無駄がないかといったことに注力を置いて秋のレビューは行われてまいりましたけれども、今年は新型コロナウイルス感染症という、私たちにとってまれに見る大きな危機と向き合うことになった、このことを受けて、その教訓をどのように生かしていくのかという、より幅広い観点で秋のレビューを行っております。行政組織の諸課題を検討し、旧来型の組織や社会でいいのかというところに踏み込んだ形での御議論をお願いしてまいります。

また、アプローチとしては、どこが悪いとか、誰が悪いということをあぶり出そうとしているものではないということも申し上げます。そうではなくて、もっとこうできたら良かったのではないかと、こういう方法もあったのではないかと、前向きで建設的な御議論、昨日も評価者の皆様から頂戴いたしましたが、本日も引き続きお願ひを申し上げ

げたいと思います。

私たちは国民の命を守る、生活を守るという大きな使命がございます。だからこそ、行政組織の在り方、または行政手続やサービスの在り方を抜本的に見直さなければならない。それによって、どこに住んでいても住みやすさを感じることができるようにしなければならないと考えております。

今回の秋のレビューの大きなテーマは二つの柱でございます。「感染再拡大に備えたコロナ対策の検証」と「デジタル社会の実現等」とさせていただきます。

また、この時間はしっかりと皆様のお声をお伺いさせていただいて、評価者の皆様から子供の貧困・シングルペアレンツ問題について御議論をいただきたいと思っております。

子供の貧困・シングルペアレンツ問題に対処していくためには、潜在的に支援を必要としている親御さん、保護者の方をどのように把握するのか、そして、どのようにアプローチをしていくべきかという、非常に難しい課題が存在していることに留意をする、その前提に私たちはまず立つ必要があるだろうと考えています。そのためには、支援策のワンストップ化、またはプッシュ型といったもの、支援の実現を加速していくために何が必要なのかということを考えています。

このテーマを検証した令和2年の秋のレビューの指摘事項に係る対応状況のフォローアップを踏まえた上で、今後の課題などについて有意義な取りまとめをいただくことを期待しておりますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○湯下次長 ありがとうございます。

続きまして、議論に先立ちまして、本日御出席の皆様の御紹介をさせていただきます。

まず評価者から紹介させていただきます。

取りまとめをお願いいたします、鈴木亘学習院大学経済学部教授。

以下「あいうえお」順で失礼いたします。

伊藤伸政策シンクタンク構想日本総括ディレクター。

亀井善太郎PHP総研主席研究員、立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授。

高島宗一郎福岡市長。

また、本日は、参考人の方にも御出席いただいております。

今井悠介公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン代表理事。

大西連認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事長。

小林庸平三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社経済政策部主任研究員。

画面のほうからですが、藤迫稔箕面市教育委員会教育長。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず論点等につきまして、行革事務局より説明をお願いします。

○事務局 行革事務局の資料を御覧ください。

初めに問題意識・背景についてです。

子供の貧困・シングルペアレンツ問題につきましては、昨年の秋のレビューで取り上げられておりました、その結果、①～④でございますように、支援策のワンストップ化の実現やプッシュ型支援を可能とすることの重要性などにつきまして、レビューの結果としての指摘がなされております。

これらの指摘事項に係る関係府省の対応状況につきましてフォローアップを行う、これが本テーマの主題となっております。関係省庁の対応が進んでいない事項がある場合には、ボトルネックが何なのか、どう解消すべきかを検証し、更なる取組につなげることを目指しております。

なお、②にデータベースに関する指摘がございますが、この点については、次のテーマ「子供を見守るためのデータ連携」で深掘りをして御議論いただく予定となっております。次のページを御覧ください。主な論点でございます。

昨年の取りまとめ結果に沿いまして、支援を受ける人、支援を行う人双方の事務負担の軽減・利便性の向上の観点が確保されているか。

二つ目の●ですが、支援を必要とする人の状況を適時・的確に把握するためには、自治体における福祉部局と教育部局の一体的体制の確保が必要となりますところ、連携がうまく進まない要因は何か、NPOなどとの連携は進んでいるか。

そのほか、各種支援策の活用状況、子供が置かれた状況に応じた切れ目のない支援が進んでいるか、支援を担う人材に係る事項やコロナ対応、このような論点について御議論いただきたいと考えております。

行革事務局からは以上です。

○湯下次長 それでは、各府省から説明をお願いいたします。時間も限られておりますので、簡潔にポイントだけよろしくをお願いいたします。

まず内閣府からどうぞ。

○内閣府 内閣府でございます。

資料を御覧いただければと思います。

先ほど司会の方から御案内がありましたように、去年のレビューではプッシュ型の支援のためのデータベースといった宿題をいただいておりますが、それは次で御説明ということで、それ以外の施策、あと、交付金等、個別の施策についても御指摘をいただいておりますので、その辺を御説明したいと思います。

1 ページ目でございます。これは全体像でございます、子供の貧困対策の推進体制でございます。法律がございまして、それに基づいて大綱をつくっております、それに基づいて進めております。

大綱の重点施策というのは、右側の青いところにありますが、教育支援、生活の支援、保護者の職業の安定、経済支援等々も進めている状況でございます。

2 ページおめくりいただければと思います。子どもの貧困対策の推進に関する法律でございます。

上のほうに基本理念がありますが、四つ目のポツにありますように、国、地方公共団体の連携の中で施策を進めていくといった理念がございまして、令和元年の改定で、市町村につきまして、計画の策定の努力義務が課されているというのが直近の動きでございます。

策定状況でございますが、左下を御覧いただきますと、本年6月で全都道府県及び847市町村で策定されているということでございます。昨年6月時点では全都道府県及び667市町村でございまして、一定の伸びはあるところでございます。

3 ページを御覧いただければと思います。地域子供の未来応援交付金ということで、これは子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業でございます。自治体を支援しまして、子供の貧困対策を進めるものでございます。

大きく三つの柱から成っております。自治体における実態調査・計画策定を支援するもの、二つ目に子供の支援事業がありますが、三つ目でつながりの場づくり緊急支援事業とございます。つながりの場づくり緊急支援事業につきましては、実質的には今年度からスタートしております。ほかの二つに比べまして、補助率も高い形で進めているものでございまして、自治体によるNPO等への支援を促進しまして、子供の居場所づくりを進めているものでございます。

4 ページ目に執行状況がございまして。上が今年度の執行状況ということで、(3)つながりの場づくり緊急支援事業とございます。今年度につきましては、1.21億円ということで進んでおりますが、更に自治体での活用をどう進めていくのかというのが課題でございます。

5 ページ目を御覧いただければと思います。子供の生活状況調査ということで、自治体の実施する子供の貧困調査の参考とするために、令和元年度に共通の調査項目を作っております。それを試行的に全国調査ということで進めているところでございまして、年内に公表を予定しているところでございます。

6 ページを御覧いただければと思います。子供の未来応援国民運動でございます。子供を社会全体で応援するために、官民が連携して取り組むといったものでして、大きく子供の未来応援基金ということで、企業、個人からの寄附金を活用した支援、NPO等とその活動を支援する企業等とのマッチング、その他、周知等を行っているものでございます。

7 ページ目を御覧いただければと思います。本日の論点の中に地方公共団体における福祉部局、教育部局との連携、情報の一元化等のお話があったかと思いますが、その中で個人情報共有が一つ課題だと認識しておりまして、今後、文部科学省、厚生労働省と連携しながら、個人情報共有に関しまして、自治体に何らかの通知等を出せるように検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省よりお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省の家庭福祉課長でございます。よろしくお願ひいたします。

資料の1ページを御覧いただければと思います。左側、昨年11月の行革レビューの指摘事項、簡単に言いますと、ワンストップ化の実現、プッシュ型支援、人的支援の安定化、これは支援に当たっている方が非正規であるとか、研修の機会がないという課題が指摘されているところがございます。ひとり親支援の場合につきましては、母子・父子自立支援員が市町村、自治体の窓口配置されているわけですが、こうした職員の処遇改善という指摘を受けてございます。

やったことにつきましては、右に書いてございます。一つは実態把握でございまして、母子・父子自立支援員の実態把握を行いました。

また、予算措置ですが、これはワンストップの相談機能の強化ということで、研修機能、自立支援員の機能強化、こうした観点からの取組をしております。後ほど詳しく説明します。

その上で、自治体向けに通知を発出しまして、母子・父子自立支援員への支援の強化を具体的に指示し、さらに、本年5月、全国会議をオンラインで実施しまして、その取組状況について、3週間前でございますが、10月の状況を調査したということでございます。

1ページ飛ばしていただきまして、調査研究から順番に説明をしたいと思います。

4ページを御覧いただければと思います。母子・父子自立支援員は必ずしも認知度が十分ではないという状況でございまして、自治体に対する調査、母子・父子自立支援員御本人に対する調査、両方実施をしたということでございます。

時間の関係もございまして、かいつまんで御説明をしますと、5ページ、処遇の関係をいろいろ御指摘いただいております。正規職員の方は540万ということで、必ずしも不十分ということではないのですが、非正規の方はフルタイムでも240万という状況でございました。この辺の処遇改善が課題になっているところでございます。

6ページへ進んでいただきまして、処遇改善の関係でいいますと、必ずしも給与面だけではなくて、研修面、この辺りが必要だということで、研修回数、都道府県ですと1.3回、一般市でも0.4回ということで、必ずしも十分ではない状況が明らかになりました。

右の図でございます。今、支援員の方は何が困難と感じておられるか、業務を実施している上での課題でございますが、一番多いものは法的な相談を受けたときに支援を受けたいという点です。弁護士等の支援を受けたいということです。それから、貸付金の関係の事務的な業務に忙殺をされている点が挙げられています。こうしたところを課題としてどのように解決するか、予算面等を含めて対応しているということでございます。

7ページを御覧いただければと思います。特に若いひとり親の方を中心としまして、相談をするに当たって電話等、又は直接の面談だけではなくて、SNSを活用した面談のニーズが非常に高いと言われているのですが、7ページの左側の図を御覧いただければと思うのですが、実際に対応しているところは、ほとんど対応できていないという状況が見えてまいりました。

その上で、相談技術の向上、右側の図に書いてありますとおり、その辺りのニーズは非常に高いということが見えてきております。

8ページ、これは具体的に好事例と言われているところについて調査をしたものでございますが、時間の関係もありますので、全体に共通する話を申し上げますと、しっかりしたところについては、アウトリーチも含めて出前型の支援等も行っているところでありますし、特に練馬区等につきましては、母子・父子自立支援員は非常に強化をしている。正規職員、非正規職員を含めて16名の配置ということで、手厚い配置をしていることが見えてまいりました。

このようなところも参考にしながら、9ページをお開きいただければと思うのですが、提言の内容も踏まえまして、支援体制の整備、支援員の研修の充実、ICTの活用です。

処遇の改善ももちろんなのですが、例えば弁護士との連携体制、研修の体制、研修の体制でいいますと、オンラインツール、eラーニングを活用した取組とか、そういった環境整備をする。

ICTの環境という観点でいうと、メールアドレスすら持たせてもらっていない方がいらっしゃるということが分かりました。特に支援するに当たって、広い意味での処遇改善というところで、ICTツールで支援員の方を支援していく、そうした働きやすい環境整備を広く捉えて行うことが重要だということが指摘されているところでございます。

これらを受けて、予算要求、具体的な取組でございます。

11ページを御覧いただければと思いますが、今後の課題ということで、母子・父子自立支援員の方へのひとり親相談窓口の機能強化の観点で、一つはウェブやスマホ時代を捉えて、ひとり親の方から見ますと、当然ながら子育てと仕事を両立させないといけない。構造的にワンオペレーションになっているわけですので、ワンオペ育児を支援するような観点で、できるだけITを活用して、夜間等についても相談できるようにする。役所の開庁時間以外についても、相談できる体制整備を取る必要があるのではないかと。

また、今日の課題でありますワンストップ、プッシュ型の支援という環境整備は、ICTを活用することによって実現するように取り組みたいと考えているところでございます。

12ページ、具体的な取組でございます。ワンストップの相談支援体制の整備事業です。ちょうど昨年に行革レビューの直後の補正予算、令和2年度の補正予算の議論がスタートしました。そこで、この御指摘を受けまして、チャットロボットによる支援、自治体の相談窓口の機能強化をする観点で、ICTを活用し、これは手挙げ方式で、モデル事業的にやる気のある自治体に対して支援をするという観点で、ワンストップの相談支援体制、ICTを活用

したワンストップの相談支援体制の推進、1か所8000万が上限という形で実施をしております。これは、今、6自治体から手が挙がっている状況でございます。実質的には補正予算、いわゆる15か月予算という形で、今年度に繰り越されまして、本格的に実施しているのは今年度でして、今、動きがあるのは福岡県、神戸市でございます。

13ページをお開きいただければと思います。福岡県は動き出したばかりということで、まだ具体的な実績にはつながっていないのですが、24時間365日体制で、チャットボットでよくある質問について答えられるようなロジックを組み立てています。連絡先、個人情報を登録していただいた方には、以降、プッシュ型でいろんな支援情報を提供する、そうしたシステムを、今、稼働させている状況でございます。

14ページは神戸市の例でございますが、SNS、LINEを使ってプロのキャリアカウンセラーに相談ができるシステムを準備しているということでございます。さらに、オンライン申請にもつなげるシステムの開発を行っているということでございます。

15ページです。今、申し上げたのはモデル事業という形で、モデル的にいろんな取組をしていただく、数を絞った自治体に対する支援でございますが、15ページの図につきましては、令和3年度からの新規事業という形で、タブレットとか、支援員の方が活動しやすくなるようなツールを補助するものでございます。

16ページは、概算要求中、来年度に向けて予算要求をしているものでございます。先ほどの実態調査の中で、法律的な相談に困っている、弁護士等による支援が欲しいというニーズ、事務仕事に忙殺されているということが見えてきたわけございまして、そこで母子・父子自立支援員の方に対して、例えば弁護士による支援の体制の確保、事務仕事をお願いするような補助員を雇った場合に対して支援をする、そうした予算を来年度に向けて要求中でございます。また、夜間や休日に窓口を開けた場合については支援をする、こうした予算要求もしている状況でございます。これは来年度に向けた概算要求の状況でございます。

18ページを御覧いただければと思います。通知を出して、自治体に対して具体的な取組を促したものでございます。本年5月付で家庭福祉課長通知という形で、一つは左下に書いてございますが、母子・父子自立支援員の処遇改善です。これは自治体がいわゆる地方交付税で取り組んでいるところで、国が関与しにくいところでございますが、処遇改善にしっかり取り組んでいただきたいということです。

それから、処遇改善については、右下ですが、単に給与面だけではなくて、ITを活用した支援員に対する体制整備、研修の充実、幅広い意味で支援員の方が活動しやすい環境整備に取り組んでほしいということを通知で依頼しているところでございます。

19ページ以降、具体的な通知が載っておりますので、飛ばしていただければと思います。

なお、20ページ、21ページでございますが、通知の中では、単にお願いするだけではなくて、こうした予算措置をしています。予算事業です。先ほどのものについて活用していただきたいということ、この辺りも具体的にお示しをしているということでございます。

24ページは、全国会議の状況です。

25ページですが、最新の状況を実態把握しております。

27ページを御覧いただければと思います。時間の関係もありますので、細かい説明は割愛しますが、今の実施状況を調査いたしまして、140自治体ぐらい、702自治体あるのですが、そのうち5分の1ぐらいの自治体が具体的に処遇の改善、給与の改善を行っているということが見えてきました。

研修の充実等については、もう少し多くの自治体に取り組んでいただいているところでございます。

28ページ、まとめのところでございますが、人の強化、母子・父子自立支援員の処遇改善、ICTのワンストップの機能強化、こうした取組について、予算事業の活用、これは予算を組むだけではなくて、実際に自治体の方、母子・父子自立支援員の協議会の方、こうした方との対話を通じてしっかりやる。特にコロナの関係でオンラインの会議が普及しましたので、そうした環境もうまく活用しながら、具体的に対話をして、予算事業が絵に描いた餅にならないように、取組を進めていきたいと考えてございます。

すみません、ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

こちらから小林副大臣にも出席していただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、文部科学省、説明をお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

資料の1ページ目を御覧ください。昨年のレビューにおけます御指摘ということで、三ついただいております。現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化、手続面での課題の整理、簡略化、学習支援の更なる充実でございます。この三つを中心に御説明いたします。

2ページでございます。人的資源の拡充、雇用の安定化でございます。様々な課題を抱える児童生徒への対応、早期支援ですとか、不登校状態にある生徒への支援ということで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割が重要だと考えております。

スクールカウンセラーにつきましては、下の図にありますように、全公立小中学校に対する配置を基盤として考えております。

また、スクールソーシャルワーカー、福祉に関する専門の方については、全中学校区への配置が基盤だと考えております。

一方で、現場の関係団体の方ですとか、教育委員会からは、児童生徒等へのカウンセリングですとか、教員への助言等の時間がなかなか確保できないといった声があると承知しております。

今回、来年度要求の資料でございますけれども、真ん中の赤字にありますように、配置時間については、積算に考え方を拡充して、4時間を8時間にすとか、週1回3時間を週2回3時間にす、そのような考え方で予算要求を増やしているところでございます。

こうした職種の方につきましては、関係機関との連携協力が重要だと考えております。スクールソーシャルワーカー等に対しまして、学校教員、担任と連携することですとか、あと、児童虐待に関する取組についても、要対協等への参画は重要だと考えておりますので、そういった連携について強化するように教育委員会等を通じて通知等を出しているところでございます。

3ページ目でございます。手続面の関係でございます。文科省におきましては、経済的な支援というところで、上のほうにあります、高等学校等就学支援金、高校の授業料等について、低所得者等に対して支援を行っております。

詳しくは参考資料の2ページにありますけれども、昨年度の実績として250万人ぐらいの方が利用されているものでございますが、手続について、資料にあるような取組をしております。マイナポータルと連携して税情報を自動転記すとか、マイナンバーを入力する欄を追加できるようにすとか、オンライン手続を拡大することで、効果としまして、審査の早期化ですとか、マイナンバーカードの提出が不要になるというような手続をしております。こちらはアプリケーションの改修が必要となりますので、来年度からの実施ですけれども、このような簡素化を進めているところでございます。

また、一番下の高等教育につきましては、大学の授業料等の支援でございますけれども、こちらについても誓約書の廃止などを行っているところです。

大学の授業料、入学金等の支援につきましては、昨年度から開始したところでございまして、昨年度の実績として約27万人程度に利用していただいております。

一定の仮定に基づく推計ですけれども、住民非課税世帯の進学率について、制度導入前、平成30年は40%程度だったところでございますが、制度導入後、令和2年度には10ポイント程度上がりまして、50%前後となっております、実際の学生の方などに活用が進んでいると考えておりますので、今後とも手続面の簡素化等、現場の意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

最後に学習支援の更なる充実でございます。昨年度のレビューにおきまして、子供に対する直接支援ですとか、学校外教育クーポンの制度化等の議論がございました。

学校外教育クーポンにつきましては、一部の自治体、千葉市さんですとか、大阪市さんなどで取組がされていると承知しております。国として制度化する場合には、財源の問題ですとか、地域の偏在の問題ですとか、様々な課題があると考えておりますので、文科省といたしましては、学校、そして、地域が連携した学習支援ですとか、体験活動の強化を図っているところでございます。

資料の左下に地域学校協働活動の実施とございますけれども、地域の様々な機関と連携して取組を行っております。

右のほうに効果の例と小さく書いてありますけれども、例えば埼玉県ではボランティアによります放課後の教育支援ですとか、福岡県の春日市では生徒がボランティア等に参加して、生徒が地域の役に立つことで自尊心が向上して、非行問題や補導件数が激減したという取組もあるところがございます。そういった取組を通じまして、地域における学習支援、体験活動の充実などの取組を図ってまいりたいと考えております。

5 ページでございますけれども、高校中退者等に対する支援でございます。中退者等につきましても、学校から離れるということで、地域の資源、サポステですとか、就業を見込んでいますとハローワークとの連携が必要になってきているところがございます。こちらは自治体への補助事業として、モデル的に行っているものですが、関係機関が連携した協議会をつくりまして、助言ですとか、アウトリーチをしていく、そういった補助事業を展開しております。今年度は6か所程度でしたけれども、来年度は20か所程度に増やして、このような取組も進めていきたいと考えております。

長くなりましたが、文科省からは以上でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

ここから参考人の宮田裕章慶應義塾大学医学部教授にも参加していただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議論に入ります。

本テーマでは、昨年の秋のレビューにおける取りまとめ結果を受けまして、各関係府省庁の取組の現状はどうなっているのか、また、ボトルネックとしてどのような課題が存在するのか、それぞれの課題をどのように解消していくか等について議論していきます。

ここでは昨年の秋のレビューにおける取りまとめ結果の内容を踏まえ、大きく五つの論点に分けて議論していきたいと考えております。各論点の質疑に入る冒頭で、取りまとめ担当の鈴木先生から先ほど関係府省庁から御説明いただきました様々な取組について、昨年の指摘事項との関係で関連性を御説明していただいた後、それぞれの論点の質疑に入りたいと思いますので、鈴木先生から御説明をよろしくお願いいたします。

○鈴木評価者 ありがとうございます。

非常に多岐にわたる論点ではあるのですが、これから5点に絞って議論を進めていきたいと思っております。

まず説明に先立ちまして、先ほど事務局から今回のセッションはフォローアップだというお話を少ししていただきましたけれども、私からもう少し補足しておきたいので、とかくこういうイベント的なレビューということで、この場ではぎやかに議論するのですが、終わってしまうとそのままであるということが昔から続いてきたわけですが、今回から大きく変わりました。重要なテーマについては、1年後どうなったのかということを中心にフォローアップしてチェックすることが大変重要なわけがございますけれども、それに

今回の秋のレビューでは踏み込んだということで、初めての取組でございますが、こういう重要なテーマについてはフォローアップが今後もあったらいいと感じております。

その意味で、今、各府省から御説明いただきましたけれども、大変分かりやすい説明と資料をいただきまして、ありがたく思っています。特に厚労省の資料は見本と言っていいほどいい資料でございます。1枚目でどういう指摘があつて、それにどう対応してきたかということがきちんとまとめられていて、しかも、今やっていること、この先こういうことをやりたいということまできちんと説明していただいていますので、フォローアップのセッションはこれからもあると思いますけれども、こういう資料を作っていただければと思っております。

それでは、早速、個別の論点に移りたいと思うのですが、今回、説明は縦割りでやっていただきましたけれども、ここからは縦割りでなく、省庁横断的に議論をしていきたいと考えております。

スライドを映していただいてよろしいですか。

論点1、支援ワンストップ化・手続の簡素化について議論をしていきたいと思っております。フォローアップでございますので、昨年どんな議論をしてきたかということを書いてございます。それから、ワンストップ化・手続の簡素化について、今、説明があつたもののどの事業が対応しているかということを一覧表にしております。くどくど説明すると時間ももたないないので、これはむしろ視聴者のためにといい感じで映しておりますので、早速、議論を始めたいと思います。よろしく申し上げます。

○湯下次長 ありがとうございます。

まずこの点から御質問、御意見等はございますでしょうか。

せっかくですので、本日御参加いただいております支援を受ける側、また、支援を行う側双方を実際に現場で御覧になられている今井参考人、大西参考人、いかがでございますでしょうか。何か御指摘等がございましたら、どうぞ。

○今井参考人 最初の議論のポイントになっている、支援のワンストップ化に関してなのですが、実態としては、ひとり親世帯の皆さんはマンパワーが足りていない状況ですので、申請の事務負担というのはかなりの負担になっていて、それが支援が届きにくい要因の一つになっていると感じております。特に役所の中のそれぞれの部署がそれぞれの制度を作っておられることがありますので、そういう中でワンストップ化されていない現状があります。特に教育委員会、福祉課、子供家庭課、あるいは青少年課のような、幾つかに部署が分かれてしまっている部分があるので、これが一つになってくるといいと思っていて、例えば児童扶養手当をもらっていれば、自動的に対象になる制度が幾つかあるのです。医療費助成ですとか、就学援助ですとか、こういったものを一つ一つ申請しなければいけないということが、当事者にとっては大きな負担になっているという現状があ

ります。

あと、マイナンバーカードを持っている方は、スマホから申請できるようになっているようですけれども、実態としては持っていない方がかなり多いので、多くの家庭が郵送する、物によっては役所に行くことになっていまして、これも非常に大きな負担になっていると感じています。

最近、我々が支援活動していく中で特に難しいと思っているのは、外国にルーツのある方々に対して制度を理解していただいて、届けるということです。こういったところに対して、易しい日本語を使うとか、多言語対応をしていく、こういったことを自治体レベルでも徹底していくことがすごく大事だと思いつつ、我々もサポートしていただける方々に支援いただきながら、文章の改定などをNPOとしても進めているところでございます。

○湯下次長 どうぞ。

○大西参考人 大西です。よろしくお願いします。

支援のワンストップ化と手続の簡素化についてですけれども、まず大前提として、支援制度自体が非常に分かりにくい、情報が分かりにくいということ、窓口が縦割りになっている。例えば生活に困って役所に行ったときに、生活困窮者自立支援制度の窓口へ行きましょうという、NPOに委託しています、社協に委託しています、特例貸付けの制度を利用しましょうとなると、社会福祉協議会に行きます、生活保護なら福祉事務所ということで転々とするわけです。その間に1日たってしまうと、本人も心が折れるし、場合によっては、せっかく仕事を休んで行ったのに、結局、何も制度が使えなかったみたいなこともあるわけなので、まず簡素化をするということはすごく大事だと思います。

プラスして言うと、相談に行くというのは、まだまだスティグマの問題があります。恥ずかしいとか、自分が置かれている状況について、初めて会った職員に相談するというのにまだまだハードルがある、周囲に知られたくない、そういった問題もあると思います。それをどうするかということでは、例えば自分がどの制度を利用できるかということが事前に分からないというのは、一つ大きなボトルネックになっているだろう。どの制度が使えるか分からないから、窓口に行って、結局、何の制度も使えないとなると、徒労感だけが残るわけです。オンライン上で簡易診断のようなものができる仕組みにならないか、こういう状況だったらこういう制度が使えるということが事前に分かるような仕組みができないか。

私、今、内閣官房の孤独・孤立対策室で政策参与をやっておりまして、先日、内閣官房でチャットボットの仕組みをつくったのです。もうローンチしているのですが、150ぐらいある公的制度について、御自身の状況を入れると、この制度が使えますということがチャットボットで出てくる仕組みがあるのですが、その先、各府省の制度のホームページなどに行くのですが、それがすごく見えづらい、分かりづらいところがあって、そこをつなげ

ていく。

あと、将来的にはオンライン上で制度の申請ができるとか、そういった形につながっていくことが大事だと思います。

長くなって申し訳ないのですけれども、対面での相談支援はすごく重要だと思います。一方で、対面での相談支援だけではなくて、いわゆる制度の利用に関しては、窓口等で当然審査とか、チェックをするわけです。例えば児童扶養手当だったら現況届とか、本人のプライバシーをお聞きする部分とか、今、付き合っている人はいるのかとか、妊娠しているのかとか、そういった自治体のレベルでの踏み込み過ぎた対応もありますし、そういった部分は簡素化していかないといけないと思います。今、コロナでオンライン化しているところも一部あると聞いていますが、相談支援と給付というところが一体型になっていることによって、根掘り葉掘りいろいろ聞かれて、でも、結局、制度が使えないのだったら、行くのはやめようとハードルが上がってしまうことがあると思いました。

すみません、長くなりました。以上です。

○湯下次長 ありがとうございます。

各府省からもコメントをいただきたいと思うのですが、その前に、本日、先進的な取組を進められているということで、オンラインで箕面市の藤迫教育委員会教育長にも御出席していただいておりますので、御意見等、あと、私どもに参考になるようなお話がありましたら、いかがでしょうか。

○藤迫参考人 ありがとうございます。

論点1のワンストップ化もそうですし、次のプッシュ型もそうですし、それ以後の論点のところでも共通して言えることなのですけれども、我々は子供を中心に置いて市役所としてどう在るべきかということで、組織の一元化をしています。だから、大事なものは、組織を一元化すること、そして、必要なデータを取ること、取ったデータを有効に使うこと、この三つが大前提にあると思っています。ここがクリアできると、今の論点1の支援をワンストップ化しましょう、手続を簡素化しましょうというところにたどり着くと思っています。

我々は今の段階で母子保健から18歳まで教育委員会に全部寄せています。必要なデータ、学力、体力、生活状況調査、そういうデータを持っています。

また、子育て支援室では、家庭の状況を見ています。これは後ほど出てきますけれども、必要な個人情報を我々で一元化して子供を見る体制を整えています。

そういうことが全ての論点に通じるとしています。

そういうことなので、子供に関する窓口は子ども支援総合窓口を設けまして、保育所・幼稚園への入所・入園から各種の手当、あるいはそれぞれの家庭への支援策、こんな相談を受けたということその窓口で一元化して受けるという制度にしています。

もっと言いますと、市役所の中には本来の福祉部門の窓口もありますので、業務連携生活相談システムを持っていて、例えば福祉部門に生活困窮で相談に行った。その後、そこで受けた相談が教育委員会にも関係するということになれば、システム上にその情報を入力する。御本人の承諾を得た上で入力をして、キャッチアップした室が関係するところとシステム上で連携できる。ですから、システムを見た人、例えば教育委員会だったら教育委員会の担当は、この人が何に困って、どういう問題意識を持って相談に来ているということが分かって、手続を簡素化しようということにしています。

何が言いたいかということ、従来でしたら、こちらでも同じことを言わされて、次の窓口に行ったらまた一から事情を話して、また別の窓口に行けば、同じような話をするということでしたが、我々は教育委員会の中でもできていますし、オール箕面市でもそういうシステムでやっているというのが現状です。

もう一つ、常々お願いしていますのは、市が一元化の取組をしているので、できましたら国も一本化していただくと、そういう意味で我々の手間も省けるのではないかと考えています。

以上です。

○湯下次長 どうもありがとうございました。

亀井評価者、お願いします。

○亀井評価者 ありがとうございました。

今までもお話があったのですけれども、窓口が違うということに加えて、実際に、私、幾つかの自治体でいわゆる請求用紙とか、申請用紙を見たことがあります。実際に今回も取り寄せて全部見てみたのですけれども、例えば先ほど大西さんから相談にそもそも行けないという話があったのですが、行けた場合、相談届というものがあります。その後、児童手当があります。さらには児童扶養手当があります。それぞれに請求書があって、かつ添付書類が全部違います。率直に言って、私でも見て嫌になりました。これなら申請するのをやめておこうか、それを狙っているのではないかと思うぐらい全てが違って、片や謄本が必要である、片や光熱費や水道代の領収書をくださいみたいのところまであって、人権侵害ではないかと思うところまである。

場合によると、用紙の上のほうに離婚と書いてあったり、正直言って人権問題にも関わるのではないかということが、現に役所の現場で行われているということ、まずここにいらっしゃる省庁の皆さんが御存じなのかどうかというところ、あるいはそれが厚生労働省の制度だからとか、文部科学省の制度だからということではなくて、それぞれの省庁が簡素化を進めるのではなくて、共通に制度を簡素化していかないと、まず紙ベースで簡素化しないと、デジタルに移行しようにも移行できない可能性が高くて、ここら辺をどういうふうにお考えなのか、それぞれの省庁にぜひ伺いたいのですが、いかがでございま

しょうか。

○湯下次長 それでは、答えられる役所からお願いいたします。厚生労働省さん、いかがでしょうか。

○厚生労働省 ありがとうございます。

皆さんの御指摘で共通するところは、申請者の立場に立って考えて、制度の見直しをなさйтеということだと思います。御指摘のとおり、デジタルを前提とした場合についてはワンスオンリーの原則で、業務フロー自体を全体的に見直して、理想の制度ができるとすると、1回申請すれば、関連するところでいちいち名前を書いたりとか、同じことを何回も繰り返さなくていい、最終形はそういうところを目指していくということだと思うのですが、今、亀井先生がおっしゃったとおり、当面は様式の見直しとか、できるところをやっていく形で進めていくべきだと思います。

今日のテーマにもあるのですが、コロナの関係で、もともとの児童扶養手当の様式、これも私どもで逐次見直しをしているところですが、コロナの緊急的な対応、例えば緊急臨時的な給付制度、児童扶養手当の受給者に対して行ったものですが、これも相当思い切って様式を緩和したところがございます。まずはできるところからやっていく。

それから、児童扶養手当の関係でいいますと、自治体が制度について必ずしも十分共通認識になっていないところがありまして、プライバシーに立ち入ったような質問をしてしまうという話をよくお聞きするところでありまして、今年の夏にも誰と付き合っているかという話を聞いたりということがあったものですから、そういう話はしないように、それが扶養関係にあるかどうかとか、その辺りを把握するために聞いているということですが、目的に照らしてそういう質問をするということはあるべきではない。具体的な事例を示しながら、改善を指示したりしています。

いずれにしても、申請についてしっかり対応できるようにということで、先ほどの説明では時間がなかったので、あまりできなかったのですが、まずはSNS等を使って事前の情報提供をしっかりと、役所に相談に行くまでの間にどういう制度があるのか、そういう案内をしっかりと、役所の窓口に行ったときには一発で決めることができるように、そういう取組を少しずつ進めていく。

さらには今モデル事業で開発しているという御紹介をさせていただいたのですが、福岡県等でこういうニーズがあるというところ、ここをホームページで見ながらチャットボットに打ち込んだら、だんだん具体化して的確な案内ができるような、そういうシステムを開発する。

また、申請について、幾つかの窓口という話もございました。これもコロナのときの例ですが、先ほど少しお話させていただいた中であったのですが、いわゆる生活福祉資金の特例貸付け、緊急小口資金・総合支援資金については、役所ではなくて社協でやっているの

すが、窓口に来られた方に対して全て郵送で申請できるようにということで、役所に来ていただいた方に申請書類を渡して、いちいち社協に行かなくてもできるようにという工夫をしたり、可能なところから少しずつ着手をしています。

それと併せてICT機器を活用した申請がございます。これはすぐにできないものですから、可能な限り事前の御案内がうまく届くようにという形で、先ほど御紹介したモデル事業等をうまく活用しながら進めている。まだ十分ではない状況ではありますが、今、少しずつ進めている状況でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

お時間もありませんので、文部科学省から簡単に御発言をいただければと思います。

○文部科学省 文部科学省におきましても、先ほど御説明しました添付書類等の見直しは不断に行っていきたいと思っておりますし、厚労省さん等の取組も参考にしたいと思えます。

また、文科省では、高校の奨学金の支援につきまして、目標などを設定して、例えば収入状況の届出を100%にするとか、受給資格認定申請は70%を目指すとか、そういった目標を掲げながら、オンライン化なども進めていきたいと考えております。

○湯下次長 ありがとうございます。

亀井先生、お願いします。

○亀井評価者 時間もないのであれですけども、内閣府は総合調整機能があるのだから、子供の貧困対策は内閣府が本部を担っているわけで、まさに今の厚労省、文科省が個別にお答えになったところは、きちんと全体を見て、ユーザーの側から見て調整していくことは、ぜひリーダーシップを取っていただきたいと思えます。

以上です。

○湯下次長 ありがとうございます。

宮田先生、お願いします。

○宮田参考人 宮田です。

プッシュ型通知に向けて、いろいろな実態を把握しながら前に進めているということは、非常に心強く思えます。

一方で、今回、データを活用していく。先ほど厚労省からの御指摘もあったように、中長期的にはデータで連携していくことが重要である一方で、今できること、実態を把握しながら様式を整理するというのと、もう一つ大切だと思うのは、データを組み合わせる

ことによって、これまではそれぞれ足し算式の支援だったわけです。いわゆる非正規雇用の方が子育てを独りでする。そこでいわゆる病気になってしまったときの苦しきというのは、掛け算のような苦しきになっていく。そういった今までの各府省庁の縦割りの中の足し算型の支援で十分にサポートできなかつたところはどこにあるのだろうか。こういったことを組み合わせながら、データで未来はもう少しきめ細かい支援をしていくことができるはずだと思うのですが、課題を同定しながら、現状の仕組みで対応し切れない部分の分析も同時に必要だと思うのですが、この点の検討状況について伺えれば幸いです。

○湯下次長 いかがでしょうか。

○宮田参考人 これは厚労省です。つまり貧困が厳しい状況にある方が、例えば病気を持っていらっしゃる、働けない状況になったときは、お子さんも含めてとても厳しい状況になると思います。これは一事例でしかないのですが、多様な生き方の中で、今までの足し算型で届かない支援があると思います。

今日の議論の一つとしては、まず今までのサービスが届かない人にどうプッシュでサポートしていくかということだと思うのですが、それだけではなくて、今までの支援の仕組みそのものをもう少し拡充するとすれば、どういった論点があるのかということも同時に必要だと考えています。

○湯下次長 お願いします。

○厚生労働省 ありがとうございます。

厚労省で制度的に対応した話と矛盾するところもあるのですが、個々の制度、ひとり親支援、児童扶養手当制度、障害者に対する支援、高齢者、生活保護は割と共通する制度という形ではあるのですが、それぞれの制度が成熟すれば成熟するほど、間のニーズがうまくつながらないという話になったりします。相談に対応しても、自分のところの制度だけに対応するという面も出てきたりするというので、数年前に生活困窮者自立支援ということで、そうした縦割りを廃したしっかりした相談を受け取るような、制度の屋上屋と言うとちょっと言葉は悪いのですが、そういう対応をするような仕掛けをつくったりという工夫もしています。

そうは言いながら、今、先生がおっしゃったみたいに、個々に対応している中で、全てを酌み取るのはなかなか難しいので、全てお答えするわけにはいかないのですが、今それぞれの窓口の中で連携できる方策を手探りで探っているというのが一つ実情でございます。

一つ御紹介したいのですが、今回の行革レビューを受けた取組の中で、滋賀県のとある市町村の例ではあるのですが、ひとり親の窓口、これは生活困窮者自立支援の相談窓口と兼務している形ではあるのですが、そこに相談してきた方に対して、これはアナログな方

法ではあるのですが、例えば住宅部門とか、法務部門とか、就労支援部門、雇用の関係、生活保護の担当とか、ニーズに応じてそれぞれの部門の人が窓口に来て対応するという、そういう個々のニーズをうまくつなげるような工夫をやっているところもございました。

いずれにしても、ニーズをうまく酌み取れるような仕掛けが必要だと思います。先生の質問に対する答えにはなっていないかもしれないのですが、そこはしっかりと工夫をしたいと思っております。

○宮田参考人 ありがとうございます。

先ほどの解決策との連携になると思うのですけれども、いわゆる申請の仕方とか、窓口を一元化していくということだけではなくて、各府省庁がそういったデータを連携しながら、今、支援が届いているのか、あるいは届いた結果、その人たちの課題を解決できているのか、そういった分析をやっていくことによって、今お話ししたような事項、連携をしたサービスができるのか、そこにたどり着けるといいますので、ぜひその点も検討していただければと思います。

以上です。

○湯下次長 ありがとうございます。

山田政務官、お願いいたします。

○山田行政改革担当大臣政務官 宮田先生の話を受けて話しておきたいのは、情報連携をただで子供のかなんな政策が解決するとは思わないということです。この問題が典型的なのは、各府省がこれだけ集まって縦割りになっているということなのだと思います。後ろ側の制度の見直しも子供に向かって一元的に見直さなければ、デジタルで情報連携されても、何も解決しないだろうというのがこれまでの議論でした。そういう意味では、今、岸田政権の中ではこども庁の議論などもやっていますので、どうか子供のほうに向けた一元的な政策の整合性、こういったところが急がれて、それがあってこそ、それぞれのワンストップのサービスが実現するのだろうと思っています。

それと、この場で言うのもあれなのですけれども、議論の整理が必要だと思っております。今、聞いていますと、必ずしもこの議題はひとり親とか、シングルペアレンツとは関係ない話、どちらかというところ、子供、子育てのいわゆるワンストップ化に向いてしまっている、ひとり親とか、シングルペアレンツ、子供の貧困という問題に関して、もうちょっと深く、いわゆる政府、政治は何ができなかったのか、できているのか、こういうふうな踏み込んでいいのではないかと考えています。

そういう意味では、事前の準備会でも私からさんざん御説明させていただいたのですけれども、例えばシングルペアレンツの問題であれば、法的なところのサポートをしてほしいということについての背景にあるのは、養育費が取れないということです。御案内のと

おり、協議離婚が半分ぐらいです。協議離婚をしても、23%しか養育費は払われていないという現状があったりします。何でそういう状態なのかということですが、弁護士にアクセスしにくい、あるいは法的に相手の住所が特定できない、DVを受けているから、知られたくないので裁判を起こしたくない、養育費一つをめぐっても、シングルペアレンツの置かれた現状がありますから、そこまで迫った上でどんな制度があって、そして、その人たちが困っていて、アプローチしにくい問題を解決するというふうに、もっと個々の置かれた人たち、シングルペアレンツ、子供が貧困に置かれた家庭の人たちの立場に立って、我々も深掘りをしていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それから、産前産後ケアの問題も極めて重要だと思っております。これも私が党でこども庁等の議論をしていたときにさんざんポイントになったのですが、離婚するタイミングで多いのが、いわゆる産前産後なのです。2割ぐらいのお母さんは、どうしても産後鬱、あるいは産前鬱になります。そのときに旦那さんが一緒になっていらいらして離婚してしまうというケースがすごく多い。そんな中で、シングルペアレンツになってしまう。非常に大変なのはイエローゾーンというか、普通の御家庭が突如としていわゆるシングルペアレンツになってしまい、どうしていいかわからない、この瞬間が一番ある。

何が言いたいかというと、原因に迫ってほしいということです。シングルペアレンツになってしまっただけではなくて、そういうことが状況として分かっている。2割も鬱になる可能性があるということを行政が把握しているということであれば、そこに対する手当をすることが、いわゆるシングルペアレンツであったり、貧困の予防にもなるはずで

す。

それから、働くというところに関してももっと迫ってほしい。なぜシングルペアレンツのお母さんたち、あるいはお父さんたちが苦しいかというと、働かなければならないときに、子供を預けなければならないからです。だから、待機児童の問題を政府はやってきた。

何の問題が起こっているかというと、小1の壁という問題です。いわゆる就学後、小1になると、途端にお昼を過ぎたら帰ってきってしまうという問題があります。そこで、小学校に上がった後、お父さん、お母さんたちが仕事を辞めるという現実があるので、そうになると、学童保育の問題をどうするのか。そこにはまた縦割りの問題があって、例えば学童保育においても、厚労省管轄であれば、放課後は学校が使えないということになっていたりもします。そういった問題の改善・解除もあるでしょう。

それから、もう一つ、会社の理解も大事でありまして、シングルペアレンツの場合、会社を休みにくい。運動会とか、子供が非常に重要なタイミングにあるときに、どうしたら会社として休ませることができるのだろうか。ヨーロッパ等においては休ませなければいけないと、しっかり決めていたりもします。どうしてもシングルペアレンツというのは働いているわけでありまして、政府だけがサポートできるわけではないので、会社にも促すような仕組みを考えるということです。

すぐにデジタルとか、我々もデジタル庁のメンバーでもあるので、そういう部分は分かるのですが、それ以前の問題として、今、お母さんたち、お父さんたち、子供たち、シングルペアレンツとか、貧困に置かれている人たちに寄り添って、なぜそういうふうになってしまっているのか、何をしなければいけないのかというところに迫った上で、どんな仕組みをやるのか。そうでないと、この先の議論として、ワンストップ窓口というものを手当しても、何が解決できるのだろうかということは疑問としてありますので、長くなりましたけれども、議論をしっかり線路にのせてもらいたいと思っています。

○湯下次長 ありがとうございます。

どうぞ。

○宮田参考人 今のお話と先ほどの私の話は基本的に同じことだと認識しているのですが、去年のレビューのときに、プッシュ型と一元化という言葉が分かりやすいがゆえに踊ってしまったところもあり、でも、そこは非常に真摯に対応していただいたと思うのですが、大切なのは、今、山田政務官におっしゃっていただいたように価値です。その人たちが一体どういう困難を抱えているのか、あるいはどうすればそれが解決するのかということ、今までのデータをただつなぐだけではなくて、実際、その人たちの体験をしっかり捉える。次の段階はこれを必ずデータ化して、デジタルで考えていかななくてはならない。いきなりデジタルに一足飛びになるのではなくて、その前に現場で何が起きているのか、先ほど亀井さんがおっしゃっていることにもすごくつながってくると思うのですが、実態を把握し、向き合いながらデジタル、あるいはデジタルの手前の施策検討を同時に進めていくことがすごく大事だと思います。

以上です。

○亀井評価者 今の山田政務官の話は大変大事な御指摘だと思っていて、ほかにも難病によってそういうふうになってしまうとか、原因が様々あるということは重々承知しております。

そういう中で、今日の限られた時間でどこまでお話をするかだと思っておりますけれども、先ほど来、学校外教育クーポンについては、文部科学省からネガティブな御回答があったのですが、恐らくそれぞれの状況に対応した形で本人が選ぶことができる。それは教育だけではなくて、先ほどの話で言うと、例えばワンオペになってしまうから、シングルの場合はどこかに預けたい。預けたいのだけれども、そのお金が苦しいとか、何とかというところがあります。クーポンについては、学校外の教育クーポンと言われているのだけれども、広い意味での教育、あるいは福祉のところまで使えるようにするとか、漏れがないようにしていくというところはしっかり考えなければいけないと思います。これまで各府省からお話があったことは、学校という拠点がベースであったり、あるいは厚生労働省とい

う枠、文部科学省という枠がベースであって、実際にそれぞれの親御さんや子供が直面している状況は、拠点とか、供給者側からは考えられない話がほとんどなわけでありますので、まさに内閣府がしっかり問題提起をしてくださるような形で考えていただければいいと思います。

今回もまさにこのやり取りをしている中で、それぞれの拠点からとか、あるいは縦のところ、供給者側からの発想というのは、率直に申し上げて、厚生労働省も文部科学省もほぼ出尽くしていると思います。これは地域で連携できたほうがいい、それはそうです。いろんなことをやっている。だけれども、それが学校で止まってしまう、あるいは厚生労働省の枠で止まってしまう。ここを越えたところに何かあるのかというのは、まさに内閣府がやるべき仕事です。

今日は用意していた順番と論点が変わってきているのですが、ぜひ聞こうと思っていたのは、文部科学省と厚生労働省と内閣府で今これをやっている人は何人いますかということです。ここがもしかしたら大きなボトルネックなのではないかと思いますし、今、山田政務官からお話があったので、もしよろしければ、この場でお伺いしたいと思います。それぞれ何人がこれを担当されているか、ぜひ教えてください。

○湯下次長 それでは、簡潔にそれぞれ何名担当されているか、お答えください。内閣府からどうぞ。

○内閣府 子供の貧困担当ということだと、10名はいないです。正職員ですと、10名弱という状況です。

○湯下次長 文部科学省さんはいかがでしょう。

○文部科学省 当課は文科省の取りまとめをしているところでございますけれども、係の中を含めると、直接的には5名程度でございます。

○湯下次長 厚生労働省さんはいかがでしょう。

○厚生労働省 家庭福祉課の中の母子家庭担当は、10名前後という状況でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

○亀井評価者 ありがとうございます。

内閣府はリソースが明らかに足りないのかもしれないと、先ほど山田政務官から問題提起があったところ、あるいは宮田先生からもお話があったようなところは、需要者側から

どう考えるかとしていかないと、この政策課題の解決は全くできない。今回のペーパーを見ていても分かるのですけれども、率直に申し上げて、厚生労働省が一番充実していて、文部科学省は自分のテリトリーはしっかりやっていて、残りのところがまだ見えない状態になっている。これは見ていらっしゃる国民の皆さんも既にお気づきのところだと思いますので、ここら辺は陣容も含めて、あるいは権限も含めて、今日は政務がいらっしゃるので、リーダーシップを持ってしっかりお取り組みいただけたらと思います。

以上です。

○湯下次長 ありがとうございます。

まだ論点1のところだったのですが、議論はかなり先まで進んでまいりましたので、簡潔に、今、論点がどう進んでいるか、鈴木先生から整理をお願いいたします。

○鈴木評価者 ありがとうございます。

既にプッシュ型の話に入っていますので、論点2に移りたいと思うのですが、山田政務官がおっしゃった養育費の点は最後に用意しておりますので、またそこで議論できればと思います。

早速、論点2のプッシュ型の支援というところに移りたいのですが、その前に論点1のところ、私もコメントを一つだけさせていただきたいのですが、厚労省からあった福岡県と神戸市のモデル事業の取組というのは大変重要だと思います。シングルマザーへの支援ですが、シングルマザーは昼間忙しいので、幾らワンストップの窓口があってもそこにたどり着けないとか、夜行きたいとか、申請できるものはどんな時間帯でも、休日でもできるような、オンライン申請というのは大変重要なことだと思います。特に今コロナ禍ですので、そのニーズは非常に高いと思うのですが、厚労省のモデル事業は割と苦肉の策で、この先、是非広げていっていただきたいのですが、ここは是非政務にも御支援いただいて、これは大変重要な取組で、これこそ国がやるべきものだと思いますし、どちらかという、厚労省はデジタルは得意分野ではなくて、こういうものこそデジタル庁とのコラボレーションみたいなことが重要だと思いますので、是非考えていただければと思います。

それでは、論点2でございます。スライドを映していただきたいのですが、プッシュ型支援についてです。既にこの議論に入っていますが、こういう事業について、昨年の指摘としてはこういうものがございましたということです。

それでは、早速、論点2の議論に移っていただければと思います。

○湯下次長 特に関係部門の連携が議論になったわけですが、こちらにつきましては、自治体において個人情報保護条例の改正や雇用の見直しが必要ではないかという指摘もございます。

まずそういった観点から、昨日、ワクチンの議論でもございましたが、個人情報保護委員会から教育部門と福祉部門といった関係部局の間で情報共有を行う上での個人情報保護法上の留意点、もう時間が押し迫っておりますので、大変申し訳ありませんが、ごく簡潔によりしくお願いいたします。

○個人情報保護委員会 当初、教育部門と別の部門で使うということについて、先ほど箕面市の例もありましたように、御本人の同意を取っておられるというのが一番分かりやすい例でございます。駄目だということは恐らくなくて、現在は各自治体が条例に基づいて個人情報保護の規律を定めておられるわけですが、本人の同意を得てクリアしておられる例もあると思います。

何らかの事情で本人の同意が得られないという点につきましては、そういう場合にも相当の理由があるときには、融通して使えるという条例を置いておられる例が多いのではないかと思います。

いずれにしましても、本年の通常国会で個人情報保護条例を一元化することになりまして、令和5年からは、国、私どもの所管の中で一元化してまいりますので、そういう中でより精査をしていきたいと思っております。

○湯下次長 ありがとうございます。

この点につきまして、箕面市では独自の対応をされていると伺っておりますが、御紹介いただけますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○藤迫参考人 先ほども申し上げましたが、子供を中心に考えると、例えば子供の貧困を一つのテーマにしても、ひよっとすると、そこから虐待に及ぶかもしれない、あるいは養育の支援が必要かもしれない、学力が低下しているので、学力の支援が必要かもしれないということで、切り離しはできないので、我々は総合的に子供を全方位型で見ていこうということで、組織を一元化しています。

次のステップとしては、一元化したら、それぞれの持つ情報も一元化しなければならないということで、個人情報保護条例の改正をしまして、心身の保護または生活の支援の目的のために必要であると認めた場合は、あらかじめ審議会の了解を得た上で、情報を使えるという制度にしています。

条例を変えまして、規則落としで、もう少し具体的にイメージできるように、16項目を具体的に挙げています。例えばですけれども、生活困窮者の人、あるいはひとり親世帯の親及び児童、児童虐待を受けたと思われる児童、保護者の養育を支援することが必要だとと思われる家庭ということで、16項目を挙げまして、そういう場合は個人情報を収集目的の壁、あるいは実施機関の壁を越えて使うことができるということで、支援をしているのが本市の状況です。

以上です。

○湯下次長 ありがとうございます。

それでは、これらに関連し、ガイドライン等につきまして、内閣府さんから御説明をお願いいたします。

○内閣府 論点の二つ目のところで、最終的にガイドラインという話も出ますが、まずいただいているもので、連携がうまくいっていない要因とか、その関係でガイドラインを考えていくことになるわけですが、連携がうまくいっていない要因ということで、今から考えますと、福祉と教育の縦割りといった考え方、あるいは今お話がありました、そもそも個人情報に関して自治体内部で共有することに抵抗がある。さらに、個人情報を外部に出した際に、クレームがあるのではないかとといった心配があるということをお聞きしております。

そういった中で、本日の内閣府の資料の一番最後でございますが、今、個人情報保護委員会さんから地方自治体施行分について、今後、精査していくというお話がありました、そういった状況を見ながら、厚労省、文科省と連携しながら、自治体の中での個人情報の共有について、何らかの通知を出すということで検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○湯下次長 鈴木先生、お願いします。

○鈴木評価者 個人情報保護の話というのは、昨年も大変重要なテーマになったと思うのですがけれども、そのときの議論を思い出していただくと、自治体の中の共有という話は、箕面市みたいに条例を変えることでできるということです。

問題は自治体間とか、自治体と都道府県です。例えば高校生のデータを共有するためには、県と共有しなければいけないという問題が出てきますので、自治体間、自治体と都道府県、自治体と国という縦のラインで個人情報保護をどうするか、連携できるかということが大変重要なわけですが、その点に関して、今、内閣府は自治体内とおっしゃいましたが、自治体間とか、自治体外については、ガイドラインでは何も考えていらっしゃらないのでしょうか。

○内閣府 ガイドラインについては、これから検討ということで、中身についてはまだ全くない状況でございます。

ただいまおっしゃられた自治体外ということでありまして、例えば学校であれば、高校に出ますと、自治体が違ってくるということになりますので、県と市の間でどう連携するのかということになるとは思いますが、データの連携以前に、情報の共有については、例え

ば教育であれば、教育行政なり、教育組織の中でどう扱われるのか、どうなっているのか、あるいはどうすべきかということは、議論があると思っております。

○鈴木評価者 難しいということは、大変よく分かるのですけれども、現場のニーズとしては、目的外の壁と利用機関と作成機関の壁が非常に重要なので、それを乗り越えていただくだけではなくて、自治体間とか、国と都道府県のつながりをどうするかということをして是非考えていただきたいと思います。

それから、条例改正も実は壁が大きいのです。これは議会などが相当理解した上で条例改正をしなければいけないので、むしろガイドラインとか、あるいは個人情報保護委員会で基準を示していただいて、条例改正しなくても情報が共有できるような、特に命の危機があるようなものに関しては、そういうことをしていただくというのが国の役割だと思いますので、その辺りも是非御検討いただければと思います。

○湯下次長 どうぞ。

○高島評価者 ありがとうございます。福岡市、高島です。

論点1と論点2はステージが全く違う話だと思っていて、論点1については、そもそも自分で申請に来ることができる一定のリテラシーがある人の話で、論点2というのは、そもそも申請に来ようとしなとか、申請をするというリテラシー自体がないとか、若しくは言い方はあれですけども、子供に興味を持っていないとか、親が起きてこないからお昼にしか登校してこない子供がいるというのも実態なわけです。こういう子供たちをどう守っていくかということはすごく大事で、こういう子供たちに対してはしっかりとプッシュ型で行政が見守っていくというのは、すごく大事になってくる。

ただ、一方で、当然こうしたことをしていこうとするには、個人情報の保護が大事になって、もちろん貧困家庭であることをよそに知られたくないということもあるでしょう。ただ、そこを大事にするがあまり、守るべきものを守れないということは絶対に良くないと思うわけです。ですから、今、自治体内だけではなくて、自治体を越えた連携というお話も出ましたし、今後、個人情報の保護が一元化されるということですけども、更に具体的なガイドラインをつくっていったら、どの自治体でも同じような扱いをすることがないと、自治体を越えた連携はできない。

特にいつの間にか引っ越しをしていたとか、引っ越しをしたときに、教育だけではなくて、例えばお母さんが産後鬱とか、そういうことも含めて、保健、教育、こうした情報が次の転入先の自治体にも速やかに共有されて、そして、しっかり見守っていくことができる体制を構築することが大事ですので、個人情報の保護が統一化された次は、やはり具体的なガイドラインとしての取り扱い方をしっかり出していただくことが、先ほど条例を作らなくてもというお話がありましたけれども、自治体としては実効的にこうしたものを速

やかに利用できるようになると思いますので、是非お考えいただければありがたいと思います。

○湯下次長 ありがとうございます。

山田政務官、お願いいたします。

○山田行政改革担当大臣政務官 個人情報について、シングルペアレンツ等の子供の貧困で大事なことは、探査探知をどうするかということに使えるのか、使えないのかということだと思います。プッシュ型で、シングルペアレンツとか、家庭の貧困で最も厳しいのは分からないということなのです。子ども食堂などに来ている子供たちが、何で来ていていかというと、そもそも貧困を救うという以上に、探査探知につながるのです。結局、子供だけには迷惑をかけたくないということで、すごく立派なお弁当をつくってきていたおうちを家庭訪問してみたら、大変だったということが分かるケースもあったりするのです。これがいわゆるアウトリーチの必要性だと思います。

そのときに、物理的な探査探知、つまり、家庭などで何か起こっているのではないかということに対してアプローチする物理的なところもあるのですけれども、データを使って、例えば先ほどの話であれば、鬱な状態にあったら、この御家庭はうまくいっているのかとか、あとはここがポイントになると思うのですが、所得が低い、税金から見た場合、確実に厳しいだろうといったところに、行政がアプローチしていくとか、これがいわゆるデータの使い方です。

どちらかというところ、個人情報保護法は緊急事態を想定して、いわゆる特別な事情ということで、多少は口を開けておいたのだけれども、常時からそういったアプローチをする場合に個人情報保護法の壁は厚い。そもそも個人情報法をつくっていくときに、私は国会でずっとサポートしてきましたが、そういう議論はされていないのです。そういった意味で、最後は確かに命を守るということなのだけれども、まだ緊急事態かどうか分からない、いわゆるイエローゾーンと言われる御家庭に対して、レッドゾーンに落ちる前にどうやってアプローチするかということ自体が、プッシュ型の最大のテーマです。逆に言うと、レッドゾーンに落ちてしまった場合は、また別の行政の対応の仕方がありますので、そこはきちっと議論を区切る必要があると思います。

その場合、何の情報を個人情報保護とプッシュ型でやっていくのかというのは、整理して議論していただいたほうが良いと思います。何でもかんでも使うわけではないですし、逆に言うと、その深掘りをしないと、情報の渡し合いはできない。

その問題はもう一つ引渡しの問題がありまして、引渡しは地域の問題と年代割の問題があると思っています。

自治体間でここはサポートしていかなければいけないということが分かっていたにもかかわらず、ほかの県に引っ越してしまったときに渡せない問題、引き取れない問題があり

ます。

もう一つは、小中、中高の連携です。学校側もこの御家庭は少しケアしたほうがいいだろうといった情報が引き取れない。特に私が事前のヒアリングをしたときに箕面市さんが言われたのは、高校の問題というのは非常に大きい、小中までは義務教育なのだけれども、高校になってしまうと引き渡せない、あるいは高校のほうがもらえない。こういったことがあるということはかなりおっしゃっていましたので、その辺の年代割の問題も議論されるべきではないかと思っています。

○湯下次長 ありがとうございます。

伊藤先生、どうぞ。

○伊藤評価者 今の政務官のお話につながることになるかもしれませんが、この論点のワンストップ化とか、一元化は、国から地方に対しての話と、あと、行政から当事者に対しての話、二つあると思います。

昨年もこの話があったと思っているのですが、先に後段の行政から当事者の話で考えたときに、私が知っている自治体の中でいくと、例えば行政が母子・父子家庭に関連する助成の情報を何で一番出しているかというところ、広報紙で一番出していた。その市でいくと、行政情報を何で一番取っているかというところ、広報紙が一番多かったのですが、あえてそこは限定化して少し内訳を取っていくと、母子・父子家庭は広報紙を取っていない、見ていないのです。そうすると、本来、行政が渡したい情報がちゃんと当事者に行き渡っていないということがそこで判明し、ある意味、情報のギャップが生じている。

一番最初の厚労省さんの御説明の中で、調査研究をされていましたが、非常に重要だと思っていて、ただ、ここは行政に対してのヒアリングをされていて、もちろん国として当事者に直接ヒアリングするのは難しいと思うのですが、自治体側としてそこまでどうやったらアプローチができるのか。箕面市さんなどは既にされている部分になると思うのですが、そこになっていくと、先ほどの政務官のお話のイエローなのか、レッドなのかということが見極められると現場で関わっていて感じる場所があります。これはコメントです。

もう一つは、国から地方に対しての一元化、ワンストップ化を考えたときに、先ほど亀井さんがおっしゃっていたように、昨年、内閣府としては旗振り役を目指すということでした。ただし、昨年の時点でも、たしか人員は十数名ですというお話があって、これから文科省さんや厚労省さんとも連携をしながらやっていきたいですというお話が議事録にも残っているのですが、現状、例えばこども庁にいくとしたときに、こども庁にいくために移行期として連絡協議会をやったり、そういう情報の共有は定期的にされているものなのか、是非教えていただきたいのですが、いかがなんでしょうか。

○内閣府 連絡協議会といった形ではないのですが、日常的にやり取りはしています。

あと、次の会の議論になりますが、データベース研究会とか、そういったものに厚労省、文科省に御参画いただく。そういった流れでいろいろとやっております。

○伊藤評価者 ありがとうございます。

それを踏まえて、もう一点ですが、今日の前半で、今井さんとか、大西さんから御指摘があったことは、まさに昨年の議論を受けて、厚労省を中心に実態調査をされて、課題が見えてきた。肌感覚としては、同じように現場としても思われている部分があって、これを1年で解決するのは難しいのですが、どうやったら解決に向いていくのかということを考えてときに、昨年でいけば、内閣府さんは貧困に関する大綱、自治体で計画をつくってもらいたいだけでも、まだまだ数が少ない。たしか昨年の段階は600ぐらい、資料を見たら200ぐらい増えている。これが出来上がると解決に近くなっていくものなのか、いや、計画だけでは無理で、もっと違う国としてのサポートが必要なのか、それとも自治体側でやってもらわないと困るということなのか、感覚論で構わないのですけれども、内閣府さんに伺いたいと思います。

○内閣府 子供の貧困に対して、教育なり、福祉なりで、実際に対応していくのは自治体だと思いますので、自治体でしっかり作っていただくというのは一つの形だと思っております。計画は一つのツールでありまして、それ以外の手段も使いながら自治体を支援していくということだと思っております。

○厚生労働省 貧困の大綱とか、計画というのは、連携しながら作っているところではあるのですけれども、それはあくまでも手段であって、実際にそれを作って魂を入れるというか、動いていただくような方法を取ることが重要だということで、どういう目的でやるかということを経営しながら協働していく。そういう作業を自治体と一緒にやっていくところが重要で、それをやるに当たって、私どもは当然ながらひとり親の担当の自治体のラインと一緒にやっているわけですが、そこはうまく横目を見ながらというか、内閣府さんも絡めてうまく連携できるような、横の連携ができるような工夫を少しずつ進めていければと思っております。

○湯下次長 お時間も尽きないところですが、小林先生から御意見をいただいた後、最後、残された論点等々、本来、取りまとめがそろそろ終わっている時間でございますので、まずは小林先生から御意見をいただきたいと思っております。

○小林参考人 時間もありますので、簡単にコメントだけですが、先ほど政務官からあった探知の話はとても大事だと思っていて、もしかしたら、次のデータのほうになっ

てしまうのかもしれないのですが、データがかなり整備されてきた自治体があるので、その自治体を持っているデータをつないだら、本当にイエローが探せるのかということの検証は必要になるのではないかと考えています。

例えば箕面市さんは、毎年ステップアップ調査をしているから、きちんと探知できるのであれば、単にほかの自治体がつないただけでは駄目になってしまう可能性は否定できないと思っています。

もう一つ、それ以外につながっていく場所という意味では、内閣府さんのつながりの場所の事業はとても重要だと思っているのですが、今のところ、それが本当につかまえているのか、つかまった人たちが支援につながっているのかというところは見えていないと思っています。もしこれがうまくいくなら、これを広げていくというのは一つのアプローチになると思いますので、ここのところはまた検討いただければと思います。

コメントだけです。ありがとうございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

そうしましたら、引き続きまして、論点3、論点4を併せまして、鈴木先生からよろしくお願いいたします。

○鈴木評価者 それでは、スライドを出してください。論点3です。学習支援の充実です。昨年のレビューでは、学校外の教育クーポンの制度化とか、そういう議論があったわけですが、更なる充実に向けて検討を行うことになっていて、今回もいろいろ資料が出てまいっております。特に学校と関わっていない子供、中退者とか、高校の子供、困難家庭みたいなところについての取組状況が論点でございます。

論点4もスライドを出してください。論点4は現場のマンパワー拡充と雇用の安定化ということで、非正規職員が非常に多いという問題です。非正規でもいいのだけれども、継続的に寄り添いができる雇用の安定化が必要であるという問題ですとか、キャリアアップのために、スキル向上のための支援、研修、そういうものが必要であるという議論でございました。

時間も押してまいりましたので、本来この二つは混ぜられないのですが、一緒に議論していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○湯下次長 お時間も迫っていますので、大変恐縮ですが、簡潔に内閣府さんから御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○内閣府 内閣府でございます。

論点4に関しましては、現場のマンパワー拡充と雇用の安定ということで、内閣府では直接マンパワー拡充、雇用の安定化ではないですが、仮に自治体がNPOを活用するというこ

とであれば、自治体の職員の方の負担の軽減にもつながる。そういった意味で交付金を使いまして、NPOとのつながりの場の支援事業をやっておりますので、側面的に支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○湯下次長 厚労省さん、お願いいたします。

○厚生労働省 厚労省でございます。

当方では、論点4の現場のマンパワーの関係で、母子・父子自立支援員の機能強化という観点で様々な取組をしております。これは冒頭の御説明の中でもさせていただいたのですが、母子・父子自立支援員の処遇改善は難しい中で、研修の充実についてはある程度やる気を持っていただいている自治体の方も多いいという状況でございます。

私どもとしても、例えばIT環境の整備、iPadを配ったり、そういうところに助成をしたり、先ほど山田政務官から御指摘いただきましたけれども、ひとり親の方の心理的な面のサポートが必要ということで、来年度の概算要求の中で心理士の配置について助成をする。母子・父子自立支援員が深刻な相談を抱えたときに、ちゃんと専門家につなげるような支援をする。そうした研修、具体的な実務のサポート、これはIT環境の整備も含めて、あるいはそうした心理面のサポートみたいなところも含めて、専門職との連携体制も含めて実施をしている状況でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

文科省さん、お願いします。

○文部科学省 文科省です。

地域を活用した活動としては、今、全国で9,000か所ぐらいはしていますけれども、更に1万か所を目指して、来年度も増やしていきたいと思っております。

あと、不登校ですとか、中退者の支援というところが課題だと考えております。不登校につきましては、調査によりますと、不登校生徒のうち、学校内での支援を受けている人が4割とか、学校外でも5割弱というデータもあつたりしますので、先ほどの論点につながりますけれども、いかに把握し、適切な人材が支援につなげていくのかというところが課題だと考えております。

○湯下次長 ありがとうございます。

最後、駆け足で進みまして、大変恐縮でございますが、鈴木先生に取りまとめをさせていただく間に、私からニコ動に寄せられたコメントにつきまして、御紹介させていただきます。

このテーマは昨年も扱ったけれども、民生委員を中心とした地域包括ケアがいいと思う。学校や行政なども巻き込むのがいい。

支援が必要な人と受け入れられるシステムをつなぐ人が大事。

補助も必要だけれども、自立を促さないと予算を食うだけ。

オンラインだと、窓口業務を全国で統括運営できる。

プッシュ型と言うけれども、マイナンバーに銀行口座と所得情報をひもづけして、必要に応じて貧困世帯に支給するといったことをやるべきではないか。

養育費について、明石市は市が立て替えた後で父親に請求している。全国でできないのだろうか。

ほかにも様々なコメントをいただきました。

それでは、最後に鈴木先生から取りまとめをお願いいたします。

○鈴木評価者 取りまとめはもうできておりますので、現場のマンプワーとか、学習支援の充実というのは結構重要なテーマなので、質問ではなくて、コメントがありましたら、お一人ずつぐらい最後に聞きたいと思います。亀井先生、お願いします。

○亀井評価者 今日のお話でもあったのですけれども、例えば今コロナ禍においてどうなっているのかというのは、もうちょっときちんとお話があってもよかったと率直に思いました。

実際に現場に聞いてみると、今はほとんど配食をしている。例えば子ども食堂は、今は維持できないので、配食をしているというお話がありました。ここで問題なのは、小林さんから先ほどお話があったように、それをやっていることで、先ほど山田政務官からお話があったレッドはさすがにここには来ないかもしれないけれども、イエローをどういうふうに防御できているのかということです。単に配食するだけとか、食べ物を配るだけではなくて、もちろんこれで夏休みとか、春休みとか、そういうところは命がつながるわけですが、けれども、そこでやってみてどうだったのかということを経験として回していくという設計を行政の方々にぜひやっていただきたい。そうしないと、何が有効で、何が有効でないのかが全く分からない状態にある。ここに研究の人たちが入ってくることによって、これは筋が良さそうだ、良さそうでないということが見えてくると思いますので、今日の議論ももう一段それで進むのではないかと思いますので、そういったことはしっかりやっていただきたいと思います。

一方で、これは何度も繰り返しになりますが、私はバウチャーということをしつかりやることによって、それぞれの家庭が独自に判断することができる。さらには拠点に頼らずにできるという意味でも、文科省なのか、内閣府なのか、厚労省なのかという縦割りではなくて、子供の貧困対策、あるいはシングルペアレンツ対策としてしっかり検討いただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○湯下次長 高島市長、お願いいたします。

○高島評価者 改めて学校、地域、家庭、こうしたものをつないでいく役割、それから、NPOなど地域で活動されている皆さんをしっかりと連携させることが大事です。でも、その間には個人情報があって、情報を全て共有するわけにもいかない中で、一つ鍵になるのは、今日御紹介いただいた中でも、スクールソーシャルワーカーというのは、実際、現場ですごく役立っているのです。国から補助率として3分の1出るのですが、これを全ての学校に配置するのをベースにするというぐらい、大胆に取り入れていくことによって、今日出た議論の中でも、これがしっかりできるまでの間というか、これは本当に地域で役に立っているのです。

これが増えない理由は、単に予算の問題だけではなくて、安定雇用なのです。そういう意味からすると、福岡市は国家戦略特区を使って、学校の事務職員の定数をスクールソーシャルワーカーに使えるという形にして、定数にしています。当然事務職員の数は減るわけです。これをしっかりと定数として各学校に1人は配置をすとか、そういう形で継続的にその地域をしっかりと見守っていく人をつくっていくようなことも、今日の議論を聞いても、もう一步踏み込んで、スクールソーシャルワーカーについての役割が必要だと思いました。

以上です。

○鈴木評価者 ありがとうございます。

それでは、以上の議論を踏まえまして、取りまとめということで、プレゼンをさせていただきます。ちょっと早口になります。

昨年の秋のレビュー以降、各府省において、指摘を受け止め、様々な取組が着実に進められていることは評価できるが、手薄になっている取組や、支援策等は存在するものの、十分に活用されていないと思われる施策があることから、更にワンストップ化、プッシュ型の支援の実現を加速するために、各関係府省においてこうした施策の改善を図っていく必要がある。

また、指摘がありながら、取り組まれていない諸課題についても、迅速な検討が必要である。

文部科学省、厚生労働省においては、申請に使えるツールの見直し、拡充を含め、支援を受ける側、支援を行う側双方の事務負担、心理的ハードルを下げる措置を講じること等により、支援メニューの活用を促す取組を進めるべきである。

また、SNSやICTの活用など、利用者がアクセスしやすい仕組みの構築も検討すべきである。

また、利用者の利便性を増すための申請基準の整合化、申請書類の統一化も検討を要する。

内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、子供に関わる部局間の連携、NPO等との連携が一層進むよう、先進事例を参考にしつつ、ボトルネックの分析を進め、意識改革も含めた取組を進めるべきである。その際、自治体内外の壁となり得る個人情報保護に係る問題については、早急に整理し、具体例を盛り込んだガイドラインを策定して、自治体へ通知すべきである。

内閣府、文部科学省、厚生労働省において今後の取組を進めるに当たっては、各地方公共団体における福祉部局と教育部局の連携強化、一体的体制の構築など、教育部局が把握した情報をいち早く福祉部局に共有し、潜在的に支援を必要としている親に対する支援につなげるための方策を含め、検討を進めるべきである。

また、自治体の努力によって、現行制度でもできることがあることを踏まえれば、自治体自身の創意工夫や努力も求められる。

内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、学校を拠点とすることを前提とするのではなく、あらゆる子供が保護や支援を受けられるように、子供に対する直接的支援や学校外教育クーポンの制度化などの提案を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切る教育を実現するための学習支援の更なる充実を早急に検討すべきである。

また、高校中退者に対する支援等の在り方を検討し、子供の成長に応じた切れ目のない支援の実現に取り組むべきである。

文部科学省、厚生労働省においては、スーパービジョン体制の構築や研修等による支援を行う側の質の向上・キャリアアップを図り、高い意欲と能力を有する者の待遇改善につなげるために、実効性のある取組を行うべきである。

また、NPO等の積極的活用によるマンパワーの確保、支援現場におけるICTの利活用についても促進を図るべきである。

内閣府、文部科学省、厚生労働省において、これらの取組を進めるに当たっては、今般のコロナ禍の中で顕在化した問題にも配慮しつつ、状況に応じて必要な計画・施策の見直しを行うべきである。

以上でございます。

○湯下次長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に牧島大臣から御挨拶をお願いいたします。

○牧島行政改革担当大臣 評価者の先生方、参考人の先生方、ありがとうございました。

レビューのフォローアップということは、意義があったと、今、感じております。そのおかげで、いろいろな調査研究で見えてきたもの、そして、更なる課題も明確になった。

コロナ禍での課題というものは、今後も私たちが検討しなければならないと思っております。

ます。

教育とか、福祉の縦割りではなくて、厚生労働省、文科省、内閣府の縦割りでもなくて、子供を軸に置いた、子供を中心に施策をどのように考えていくのかというところは、今後もお願いをしていきたいと思います。

それに当たって、申請書類の在り方とか、統一しなければならないフォーマットとか、デジタルの活用というところは、デジタル庁としても取り組まなければならない施策だろうと思います。このテーマは、行政改革推進会議の中でワーキンググループもありますので、引き続きそこは山田政務官にも御協力をいただきながら、議論を深めていきたいと思っています。

ありがとうございました。

○湯下次長 それでは、本セッションを終了いたします。